

WORK 常勤看護師の業務紹介

都立特別支援学校には医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が在籍しています。常勤看護師は、教育現場である学校で安全かつ適切に医療的ケア※を実施するための「指導的な立場にある看護師」の役割を持っています。

※経管栄養、吸引などの日常生活に必要な医療的な生活援助行為

01 都立特別支援学校で実施する医療的ケア

都立特別支援学校には医師が常駐していません。そのため、主治医の「医療的ケア指示書」を基に学校が委嘱する指導医の検診・助言を受けて、個別のマニュアルや実施体制を整えます。医療的ケア実施者は必要な技術と緊急時の対応を習得し、安全かつ適切に医療的ケアを実施します。

特別支援学校では常勤看護師以外にも、**教員、非常勤看護師、学校介護職員**など**様々な職種が互いに連携**して児童・生徒の学校生活を支えています。

医療技術の進歩に合わせて、学校で実施出来る医療的ケアについては、毎年見直しを行っています。

令和7年度から、新たに「中心静脈栄養」と「ネーザルハイフロー」の実施項目が加わりました。



＜実施対象にできる医療的ケアの項目＞

- (1) 吸引（口腔・鼻腔、エアウェイ内、気管切開部）
- (2) 経管栄養（留置されている管、胃ろう・腸ろう、口腔ネラトン法）
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理（経鼻エアウェイの挿入・抜去）
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 日常的酸素管理
- (9) 非侵襲的（マスク式）陽圧換気療法の管理
- (10) 気管切開下における人工呼吸器の管理
- (11) 血糖値測定及びその後の処置
- (12) 排痰補助装置の使用
- (13) 中心静脈栄養
- (14) ネーザルハイフロー

「都立特別支援学校における医療的ケア実施要項」より

02 学校における常勤看護師の役割

常勤看護師は、医療的ケアの実施に関する業務全般を管理し、関係者や教職員と連携して安全かつ確実に実施するための調整を行うなど、司令塔の役割を担っています。

＜常勤看護師が担う主な業務＞

- (1) 児童・生徒への医療的ケアの実施、報告、記録・健康管理
- (2) 医療的ケアに関する保護者、教職員等との情報共有、指導・助言
- (3) 主治医・指導医など、医療関係者等と連絡調整
- (4) 指示書に基づく、個別・緊急マニュアルの作成
- (5) ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- (6) 緊急時の対応
- (7) 非常勤看護師の勤務調整及び指導、相談、カンファレンスの開催
- (8) 医療的ケアに関する教職員からの相談
- (9) 近隣校への指導等支援
- (10) 医療的ケア児専用通学車両の試乗業務



03 東京都教育委員会における医療的ケアの取組

いわゆる「医ケア児支援法」※（令和3年）の立法目的である、「医療的ケア児の健やかな成長」と「家族の離職の防止」の観点から、以下の取組を推進しています。

○保護者付添い期間の短縮化

学校での医療的ケア実施に向けた健康観察、手続き等を入学前から開始し、入学後の保護者付添い期間を短縮化する取組を実施しています。

○医療的ケア児専用通学車両の運行

医療的ケア児の通学保障の観点から、車内で医療的ケアを実施できる医療的ケア児専用通学車両を運行しています。

※なお、「医ケア児支援法」は、令和9年4月に改定された内容が施行されますので、取組内容に変更があり得ることを御承知おきください。

8 : 30

出勤 朝礼参加、児童・生徒の出欠席確認、
非常勤看護師の勤務調整、医療的ケアの担当調整 など

8 : 45

登校時の健康観察と医療機器の確認、
児童・生徒の遅刻や早退による医療的ケア担当調整 など

9 : 30

非常勤看護師への申し送り、各教室の巡回、
指導医検診の対応 など

11 : 30

非常勤看護師や教職員からの相談対応、
昼前出勤の非常勤看護師への申し送り など

12 : 00

給食時間帯の配置調整、保健室での待機、
教職員の実地研修の対応 など

13 : 00

非常勤看護師の休憩時の医療的ケア対応との調整、
非常勤看護師や教職員からの相談対応 など

13 : 45

各種マニュアルや様式書類等の作成や修正、
各教室の巡回、非常勤看護師の勤務調整 など

15 : 30

下校時の健康観察、行事や訓練の説明会参加、
非常勤看護師の専用通学車両乗車の勤務調整 など

15 : 45

休憩

16 : 30

翌日の児童・生徒の出欠席確認、行事等の確認、
医療的ケア担当の調整、会議等への参加 など

17 : 00

退勤